

平成28年度普通会計決算認定特別委員会

平成29年10月16日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時02分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

楠本危機管理部長

それでは、お手元に御用意させていただいております、平成28年度普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成28年度に実施いたしました、危機管理部の主要施策の成果の概要について御説明いたします。

1点目は、県土強靱化の推進についてであります。

（1）防災意識の向上と防災を支えるひとづくりでは、ア、防災メモリアルイヤーにおける重点啓発といたしまして、昭和南海地震から70年の節目の年に当たる平成28年を防災メモリアルイヤーと位置付け、自助・共助・公助一体となった重点的な啓発活動を展開するとともに、イ、防災人材の育成では、とくしま防災フェスタや各種啓発事業による県民運動の展開、消防団員の確保のための事業を実施いたしました。

2 ページをお開きください。

ページ中段（2）災害を迎え撃つまちづくりでは、ア、進化するとくしまゼロ作戦の推進といたしまして、南海トラフ巨大地震などにおける、死者ゼロの実現に向け市町村等が実施する地域の実情に応じた防災・減災対策の支援を行いました。

3 ページを御覧ください。

ページ上段のイ、中央構造線・活断層地震対策の推進では、中央構造線・活断層地震に備えるため、震度分布や液状化危険度分布図を本年3月30日に公表しました。被害想定につきましては本年7月25日に公表したところでございます。

続きまして、同ページ下段の（3）安全・安心の体制づくりでは、ア、戦略的災害医療プロジェクトの推進といたしまして、災害関連死をはじめ、防ぎ得た死をなくすため、平時と災害時とのつなぎ目のないシームレスな医療体制を構築いたしました。

4 ページをお開きください。

ページ中段イ、行政の対応能力の強化では、熊本地震や鳥取県中部地震の被災地を支援するため、現地への職員派遣等を行いました。

5 ページを御覧ください。

2点目、くらしの安全安心の推進についてであります。

（1）食の安全安心ブランドの確立では、ア、食品表示適正化等の推進といたしまして、安全な食糧供給体制の構築と安心な食生活の確保を戦略的に進めるため、特定食品製造事業者届出制度の推進を図るとともに、食品製造過程の見える化を推進いたしました。イ、

食の安全・安心の確保・推進では、食品関連事業者へのHACCPの導入支援、監視指導や啓発活動を展開してまいりました。

6ページをお開きください。

ページ中段ウ、生活衛生対策では、良質な水道水の安定供給や生活衛生対策を推進いたしました。

7ページを御覧ください。

(2) 全国に誇る、安全・安心な消費社会の実現では、ア、ライフステージに応じた消費者教育の充実といたしまして、振り込め詐欺等のくらしのトラブルを防止するため、消費生活相談体制の充実や消費者被害防止施策を推進いたしました。

また、イ、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの誘致推進では、東京一極集中を是正し地方創生を推進するとともに、消費者目線・現場主義に立った日本の消費者行政を徳島から発信するため、消費者庁や国民生活センター等の誘致を推進いたしました。

次に(3)交通事故防止対策の推進といたしまして、交通事故を減少させるため、県民総ぐるみによる交通安全運動を展開いたしました。

8ページをお開きください。

(4) 人と自然が調和する社会の推進では、ア、犬・猫殺処分ゼロに向けた取組といたしまして、動物の適正な飼育や地域に根ざした動物愛護思想の普及啓発を推進するとともに、イ、野生鳥獣管理対策の推進では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲や繁殖抑制を推進いたしました。

以上が危機管理部の主要施策の成果の概要でございます。

9ページから18ページにかけて、当部の主要事業の内容及び成果について記載しておりますので、御覧ください。

次に、19ページを御覧ください。

歳入歳出決算額についてであります。

危機管理部の会計は一般会計と特別会計があり、まず、一般会計について歳入決算額における収入済額は、部全体で、表最下段、計4列目の欄に記載のとおり17億8,268万1,370円でございます。

次に、20ページをお開きください。

歳出決算額の支出済額は部全体で、表最下段、計3列目の欄に記載のとおり38億4,901万2,285円でございます。表の右端の欄予算現額と支出済額との比較において、最下段24億6,428万715円の差額が生じておりますが、その主な内容といたしましては、消防防災ヘリコプターの新機体整備や市町村の水道施設の耐震化や老朽化対策に対する支援の繰越しによるものでございます。

21ページを御覧ください。

特別会計について、安全衛生課の都市用水水源費負担金特別会計でございます。

歳入決算額における収入済額は、計4列目に記載のとおり3,241万1,210円でございます。

22ページをお開きください。

歳出決算額の支出済額は、計3列目に記載のとおり3,241万1,168円でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

来代委員長

以上で説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田委員

先日、犬から人にSFTSの感染をしたということでメディア等々でありましたが、まずもともとの病原菌を運んできたのはマダニという話だったと思います。

マダニが介した感染症になって死亡事例が多々発生していたと思うんですけども、マダニの危険度とか、マダニに注意をしなければいけないというのはすごく言われて皆さん周知をされてるんですけど、ただ、昔からいた虫というかダニであってその意識がやっぱり低い。よく出てきてる地域の人にとったら、マダニがいるのは当然なのでぱっぱと払っておいたらいいという所の方から、いやいやこれはちゃんとしないといけないという、県民の中でも非常に意識の違いがあると思うんです。マダニ対策の注意喚起というのはどのように行われているのか、これからどのようにされようとしているのでしょうか。

山根安全衛生課長

この度の重症熱性血小板減少症候群のいわゆるSFTSのマダニ対策も含めた啓発等という取組を行っていくか質問を頂いたところでございます。

まず、この度の事例について御説明させていただきます。今回の事例につきましては、事例を公表すると同時に危機管理連絡会議を開催しまして、各部局へ周知を行うと同時に人の健康や動物に関する相談窓口を設置したところでございます。併せて県内でもこのマダニにつきましてはSFTSウイルスをゼロから数%持っていると言われております。特に西日本が高い傾向と言われております。

そういう中、健康増進課とも連携しながらリーフレット、それから医師会、獣医師会と連携しながら県民に対する周知啓発、それからホームページ等を活用しながら、十分周知啓発を努めると同時に先ほど言いましたように相談窓口を設置した非常にまれな事例でございます。

そういう中、発症していないペットから感染することがないということで、このあたり改めて県民の皆様方の不安解消、正確な知識の普及、それから犬や人への感染時の早期受診の勧めなどについて十分周知に努めているところでございます。

岡田委員

本当にまれな事例であって、犬から人に感染したというような話だったと思うんです。

ただ県内で感染していることは事実であって、そのまれな事例が発生したからこそ徳島県として予防するのにこういうことに注意したらいいよというようなこと、その方が感染した経緯を注意喚起し、自衛として他県や県民に対しての情報提供ができるという意味で徳島県の役割は大きいと思います。ですから、今回の事案が次々と起こっていかないよう

な予防対策ができるのも徳島県で発生したからであって、今回の事例を丁寧に立証するとともにきちんと処理することによって、二次三次というような発生事件が起こらないように、是非取り組んでいただきたい。また、今お話にもありましたが過度に心配する必要はないんですけど、マダニ全てがSFTSのウイルスを持っているかのように思ってしまう必要はないんですが、ただその中にやっぱりウイルスがいる可能性もあるということで、そのあたりの注意喚起の在り方と、その執ように注意する必要はないが気を付けないかんということの啓もう啓発というのを、危ない可能性があるものに対してはきちんとこういうふう処理してくださいというのを的確に周知していただきたいんですけど、その周知する方法というのは何をされてたんですか。

山根安全衛生課長

特に県のホームページ、それから医師会、獣医師会このあたりが積極的に通知文書を出しまして啓発できるようにしたいと考えております。併せてこの度の事例、非常に極めてまれな事例であるということで、そのあたり実はQ&Aをつくってあります。Q&Aをつくりまして、こと細かに今回の発症時、極めてまれな事例であるということを含めて十分周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。周知しているほうの人は周知しましたとおっしゃるけれど、受け取るほうは、どこを見たら載っている、具体的にどうしたらいいのかという疑問は、テレビのニュースで流れれば流れるほどやっぱり疑問として持たれますので、その解決策として県が持たれてる情報を正しく発信していただくということを是非努めていただきたいと思ひます。

今ホームページとか医師会、獣医師会という話もありましたが、もう少し各諸団体、老人クラブであったり、動物が好きな方たちの集まりの会であったりと、いろいろあろうかと思ひますけど、その方たちは多分情報を持っておられる方たちかもしれませぬけども、やっぱり改めて自分の健康を損なわないような動物との接し方というのを、この際、情報提供をしていただいて、大好きな動物たちとともに安心、安全に暮らせるような取組になるように是非お願ひしたいと思ひます。

それともう1点、別にこの決算認定特別委員会で聞く話じゃないんですけどミサイルが落ちてきたときにはどう対応したらいいと、き憂といえは取り越し苦労なんですけど、実際小学校の現場であったり敬老会であったり皆さん落ちてくることを心配されてる人がいらっしやって、その方たちが、家の中だったらガラスのない頑丈な所に逃げてくださという屋内での避難の仕方は割と周知されているのですが、登下校であったり自転車で外を動いてるときであったり、その場合にはどうしたらいいのかという、県としてこれが多分正しいという答えはないんでしょうが、その状況によるとその方に判断してもらえる材料として、何か提供していただくというのが必要ではないかと思ひます。そんなこと絶対にと言えないような現実がありますのでそのあたりを一つお伺ひしたいんですけど。

坂東危機管理政策課長

ミサイルの落下時の対応ということですが、北朝鮮では10月10日が記念日であったり、10月18日がまた一つの節目になると言われております。

国も消防庁におきましてホームページで国民保護ポータルサイトを立ち上げております。その中で、屋外でいるような場合は姿勢を低くして爆風を避ける、表面積をできるだけ小さくして地面に伏せて爆風を避けて、そして頭をこう守って防ぐという形をする。

子供向けには、例えば、先日も議会見学に来られた幼稚園児の方にお話をしたんですけども、地震向けのダンゴムシのポーズというのがあるんですが、基本の守り方としては同じ形になります。地震の場合は屋外だったら上のものは落ちてきませんから床に伏せる必要もないんですけども、ミサイルの場合は屋外でも床に伏せて、どこから爆風が来るかわからないし破片とかいろいろな物が飛んでくるということで、まず表面積を小さくして頭を守ることが大事になります。

子供たちにはダンゴムシのポーズのお話をして、大人の方ですと頭部を守って床に伏せてください、近くに堅ろうな建物があればそちらに避難していただくということになります。

例えば登下校の最中に、最近ですとJアラートが鳴ったりしますと、スマートフォンや周辺のスピーカーからいろいろな音が流れてくるということになります。大体10分でミサイルが北朝鮮から日本に到達すると言われておりまして、7月、8月に北海道に向けて発射された例でいいますと、発射してから3分、4分ぐらいでJアラートが鳴り出すということでやはりそこには数分、緊急地震速報よりはかなり時間の余裕があるということからすると、一つは堅ろうな建物、鉄筋コンクリートの建物に逃げていただいて、その窓から離れた所に逃げていただく。そういう場所がないような場合は、地面に伏せて頭を守っていただくというふうになります。

こうしたことを市町村、それから消防等の関係機関を通じて周知をお願いするとともにホームページなどで広報しています。寄り合いの防災講座でありますとかいろいろな所で、そういう御要望があれば危機管理部のほうで出掛けていってお話をしたいという考えでございます。

岡田委員

ミサイルのみならず地震も津波も直下型地震もということで、徳島県は非常にどんな災害が起こるといのがまだわからない話であります。

体勢のとり方というのは、ダンゴムシのポーズという表現を使い統一して周知していただくことのほうが迷わず混乱しないと思うので、是非そのダンゴムシのポーズで、しゃがんで頭をかかえて頭を守ってくださいという話で進めていただけたらいいかなと思います。

何分、想定することができない想定外のことが多々起こるといのがこの御時世でございますので、是非、全てのことに緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

西沢委員

マダニの件が出ましたんでマダニ博士として、知ってのとおりマダニが大問題になっているのは牟岐の大島からでして人も亡くなりました。

それから、その周知徹底なんか図ってやってきたんですが、数年前から新しい病原が発見されたら、そういう2種類がありまして、症状的にどうなったか教えてください。

来代委員長

小休いたします。（13時23分）

来代委員長

再開いたします。（13時25分）

山根安全衛生課長

マダニ等介した人の感染症ということで御質問を頂いたところでございます。

まず、マダニを介した人の感染症については、日本紅斑熱が徳島県のほうで発見された病気でございます。これにつきましては人の症状としまして、発熱と特に大きな症状で、紅斑熱といいますとおり赤い発しんを出します。そういう病気は、リケッチアを原因として起こる病気でございます。

それと、もう1点が重症熱性血小板減少症候群といたしましていわゆるSFTS。これにつきましては2011年に中国で発見されております。日本でも平成20年代中盤に発症が確認されたところでございます。

その中で病原体についてはSFTSウイルス、主な症状は発熱、全身けん怠感と同時にまさしく血小板の減少という病気でございます。

それと我々としてこのあたり動物由来感染症対策として予算も組みながら十分周知啓発に今後とも務めていきたいと考えております。

西沢委員

それは二つとも血液を調べたらわかるんですか。それでうつったというのはわかるんですか。

山根安全衛生課長

病原学的な診断を含めて、血液等、血清とそういう抗体価を検査するものと直接的に遺伝子を検出する、このあたりの方法で診断は可能でございます。

西沢委員

最初の日本紅斑熱は、馬原先生いわく診たらわかるような感じであったわけなんです。だから早かったら、どこの病院でもあるような通常の薬で治るという話を聞いております。だから周知徹底できていて、わかっただけで治るというものでありましたけど、今度のSFTSはそういう診た感じだけでわかるのか、薬なんかすぐに手に入るのか、その中で対策というのはどうするのかという話なんです。

山根安全衛生課長

SFTSの病原的にどういうふうになるかということをお聞きいただいたところでご

ざいます。非常にこの病気自身は診断が難しいと思います。その中で血小板減少，それから白血球の減少このあたりは，多分人側のほうで調査もさせていただいた中で確定診断としてはウイルスを検出するのが最終確定診断ということで聞いております。

西沢委員

ということは調べるのに時間がかかるんですね。血小板減少しているからとそれだけの病気にすぐに結び付くかどうかわからないし，結局非常に特定するのに時間がかかり難しいというところでありますよね。

でもそういうことをまず疑わなかったらいけないという中で最初の日本紅斑熱は，ほとんどの病院にポスターを貼ってもらって，またいろんな所で講演も講習会も馬原先生に全県的にやってもらってしまいましたが，今度のはそういう対策的なことはやったんですか。

石本消費者暮らし安全局長

SFTSにつきましても，先ほど山根課長が申し上げましたように発見されてから徳島県でも発症例とか死亡例がございましたので，やはり馬原先生中心に医師会等で研修会とか，それから健康増進課でポスター等作りまして各医療機関に周知しておりますし，講習会，研修会も行っているところです。

特に5月6月ぐらいからマダニが活動期に入りまして，その頃にまた人間も山に入ったりとかいうことも多くて，ダニに刺される機会も多くなりますので，その期間に向けて啓発も県民に対してやっております。

先ほどの診断につきましても，ほかのいろいろな原因が該当しない場合には，そういう該当する症状があった場合には疑うようにというようなことで医師に対しての研修を行っているところです。

西沢委員

日本紅斑熱は数日に，すぐに手を打たなかったらやばいですよね。今度のは多少いけるのですか。疑いを最後のほうにもってくと話ありましたが，速報体制で疑って，そういう血小板とかアバウトでもわかってきたら，例えば通常のある薬なんかを先に投与するというかたちはとれるんですか。それだったらほとんど撲滅できますよね。

石本消費者暮らし安全局長

SFTSにつきましては抗ウイルス剤は使用されるんですけども，なかなか効果的な治療法というのもないというところで対症療法が中心になってございます。

死亡率は日本国内で2割程度というようなところで経過を見ながら，必要な今まで効果のあったような治療薬を投与して結果を見るというようなことで，やはり医師としましてはなかなか原因がはっきりわからない場合は，最初から重症化を予防するための治療というのが取られますので放置されるようなことはないかと思っております。

西沢委員

なかなかこう見つけるのも大変だし，馬原先生いわく10年ぐらい前に犬とか猫が山に

入ってマダニが引っ付いてきて、それで感染してそのマダニが人にも感染するというところで、町の中でも山の中だけと違うというそんな話をしました。

今度のが、また別にかまれたものからうつるという大変な状況なんで、しっかりとそのあたりわかる範囲内でできることはやってほしい。これ以上言っても仕方ありませんのでこれで終わります。

喜多委員

今の話でないんですけど、危機管理部は本当に大変だと思います。マダニからミサイルから本当に部長の寝る間もない御苦労と思います。県民の安全のために頑張ってくださいと思います。

今説明があったと思うんですけども、説明資料の22ページの安全衛生課の都市用水水源費負担金特別会計とは何ですか。

山根安全衛生課長

都市用水水源費負担金特別会計において計上しているもので、早明浦ダムとか旧吉野川河口ぜきを利用して表流水を取水している水道事業者、これにつきまして施設の管理等に要する費用を水資源機構に負担しなければならないところがございます。本県の場合、県が徳島市や鳴門市など表流水を利用している8市町から管理費等徴収して水資源機構に費用を支払っているものがございます。

喜多委員

不用額が出たということは精査した格好になるんですか。

山根安全衛生課長

この度の特別会計の不用額につきましては水資源機構のもともとの予算額に合わせて県予算を組んでいたところがございます。そういう中、水資源機構の平成28年度の精算額に合わせ余剰となった額につきまして不用と処理させていただいたところがございます。

喜多委員

8市町からまた入金されるんですか。

山根安全衛生課長

実際の精算額に合わせて、市町のほうから県が徴収するところがございます。

喜多委員

わかりました。

先ほどの公安委員会でも言ったのですが、交通安全で自転車乗車時のヘルメットの着用推進ということで、ヘルメットにこだわるんですけど、子供の命、人の命を守るために推進ということで、去年の交通事故死者数は多く先ほどの説明で49人。この前までは減ってきたんですけど去年なぜか増えたということで、このヘルメットが大きな要因ではないと

思うんですけど、できるだけ着用して交通事故死がないようにと思いますけれども、警察と連携してということになろうと思いますけどどのような施策をやりましたでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

喜多委員から自転車に乗るときのヘルメット着用のお話を頂いたところでございます。私どもといたしましては、平成28年4月に徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例を設けまして、ヘルメットを着用するというところについて呼び掛けを行っているところでございます。

これに基づきまして昨年度には、自転車安全運転の競技大会でありますとか、スタントマンによる体験型教室の開催、あるいは条例の周知及び安全利用の啓発活動、それから条例の中でもあります自転車の整備点検や保険加入の促進、そういったものを行っているところでございます。

また、教育委員会のほうとも連携いたしまして、県下の公立高校を訪問し自転車の点検をするとともに、高校生の中でモニターを募集いたしましてヘルメットを配付するというような活動も行っているところでございます。

喜多委員

モニターに配付というのは、すごく良いことと思いますけれども、どのくらいの数をどのようにされたんですか。

勝間消費者くらし政策課長

高校生のヘルメットのお話をさせていただきましたけど、高校生の間でライフスタイルの中にヘルメットの着用を浸透させるためのモニタリングということで、アンケート調査を実施するようなかたちなんですけど、平成28年度につきましては合計で576人に配付をしたと教育委員会から聞いているところでございます。

喜多委員

教育委員会から支給されたということなんですね。余り見たことないんですが、是非これを進めていただいて、また教育委員会にも言いたいなと思うんですけど、やっぱりお金が要る、一つが2万円も3万円も要って案外高いので大変だなということで普及しない着用してくれない大きな理由の一つでないのかと思います。もちろん格好悪いとか、髪が乱れるとかあると思いますが、是非全てを排除して着用できるようになってほしいと思います。これしかし567人も着用していたら目立つと思うのですが、ちなみにどこに配付したのですか。

勝間消費者くらし政策課長

このモニターにつきましては全ての県立高校34校を対象に、募集して貸与しているところでございます。

喜多委員

しっかり広めていただきたいと思いますけど、安全運転競技大会とか点検とかはもちろん良いのですが、できたら警察と学校とが3者が一体になって街頭指導というか、是非進めてほしいと思いますけどどのようにやりましたか。

勝間消費者くらし政策課長

街頭の指導につきましてですけれども、実は条例の制定に合わせまして、4月と5月を自転車交通安全の運動月間に定めているところでございます。それに基づきまして県警あるいは民間の企業団体とも連携をいたしまして、自転車の安全な利用についてということで、今年5月22日に鷲の門の前でキャンペーンを実施し、高校生等の通りかかった方々に対しましてチラシを配布しながらヘルメットの着用について呼び掛けを行ったところでございます。

喜多委員

ヘルメットと併せて先ほども言ったんですが、生徒が交通事故の一因になる自転車の左側通行は、もう条例でなく道路交通法で決まったものですから徹底した指導を今後も続けてほしいとお願いしておきたいと思います。

もう一つは、食品表示適正化の推進ということで食品表示法が平成25年6月28日に制定され平成27年4月1日から施行されました。食品衛生法とJAS法と健康増進法の法律が一つになって施行されたものですけれども、施行されてどのようなことをされたか概要で結構ですのでお願いします。

久米食の安全安心担当室長

食品表示法の施行以降どういった事業をしてきたかという御質問を頂戴いたしました。

主要施策の成果に関する説明書の76ページをお開きいただきますと3行目からトレースフードプロジェクト推進事業、「食の適正表示」強化事業、とくしま食品表示Gメン活動推進事業といったところで、私どもが自主的に関わりました主だった事業を掲載させていただいてございます。この中でそれぞれ一つずつ、事業を御説明させていただきましてお答えとさせていただきたいと存じます。

まず、アのトレースフードプロジェクト推進事業ですけれども、丸の四つ目に「適正表示推進事業者認定制度」の周知と認定の推進というのがございます。これは食品表示の根拠となる資料、仕入れ関係資料と申しますけど整備状況や消費者に対する表示に関する提供状況などについて一定の水準に達している事業者を適正表示推進事業者として認定するものでございます。

対象となる事業者は食品表示の条例に基づきます漬物製造業でありますとか水産加工業者や農産加工業者、それから食品衛生法に基づき営業許可を受けています飲食店営業や各製造事業者でございます。

要件でございますけれども、原料、原産地の表示を行っている原材料について仕入れ関係書類等の整備保存が行われていること、それから適正な食品表示がなされており関係法に準じていること、それから県が行う検査に適合していることなどでございます。

去る3月23日に1回目の認定書交付式を実施いたしまして17事業者を認定したところで

ございます。

それからイの「食の適正表示」強化事業でございますけれども、丸の三つ目に「適正表示110番」による情報収集及び適正表示指導というのがございます。これは食品の表示や食の安全安心につきまして消費者の皆様方や事業者の皆様方の疑問や不安にお答えさせていただきますとともに食品表示に係る情報提供を受け付けるものでございます。平成21年度から設置してございます。昨年は654件のお問合せや情報提供を受けてございます。

それからウのとくしま食品表示Gメン活動推進事業でございますけれども、現在とくしま食品表示Gメンは安全衛生課をはじめ各総合県民局、東京本部、大阪本部など77名を任命してございます。主な活動でございますけれども、食品の加工や流通業者を定期的に監視パトロールいたしまして、食品表示の調査やメニュー表示を調査してございます。必要に応じて科学的な手法により分析なども実施してございます。昨年度は257件の事業所に立入りをしてございます。

喜多委員

トレースフードプロジェクト推進事業ということで、鳴門わかめの科学的産地判別分析とありますが、鳴門わかめについてどんな状況ですか。

久米食の安全安心担当室長

鳴門わかめの産地判別検査に関する御質問でございます。昨年度、鳴門わかめを含めまして154件の科学的判別試験を実施してございます。そのうち80件について、ワカメの検査をしてございます。ワカメの疑義件数は1点あり、ただいま調査中でございます。

喜多委員

それと食品表示法に併せて、徳島県食品表示の適正化等に関する条例もできて、食品表示の相談窓口というのが開設されたと思うのですが、相談件数はわかりますでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

先ほど一部お答えさせていただきましたけれども、昨年度の問合せ件数が654件でございます。

喜多委員

これは最近の話ですけれども、原料原産地表示制度が9月1日から始まって今は説明の段階のようですけれども、その状況をわかる範囲で結構です。

久米食の安全安心担当室長

加工食品の原料原産地表示についての御質問でございます。ただいま委員御指摘のように加工食品の原料原産地の制度がこの度9月1日に一部改正になりました。現行、加工食品の原料原産地につきましては食品表示基準に基づきまして加工度の低いもの、例えば乾燥キノコやコンニャクとか塩蔵ワカメなど26食品につきましては、重量割合50%を超えるものにつきましては国産品は国産である旨、輸入品については原産国名を表示することに

なっております。

この度の改正におきまして国内で製造される全ての加工食品につきましては重量割合第1位の原料の原産地を全て表示することとなりました。これは国別重量順位で表示することとされております。消費者への啓発や事業者への準備のため平成34年3月31日まで経過措置期間が設けられております。

喜多委員

この表示制度の説明は国が来てしてくれるんですか、それとも県のほうでするようになっていたのか。

久米食の安全安心担当室長

原料原産地の表示の変更につきまして、国では現在主要都市で事業所向け消費者向けに説明会を開催中でございます。また県といたしましてこの新制度への円滑な移行が食品関連事業者においてなされますよう研修会や相談窓口等を通じましてしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。また消費者に対しましては新しいルールが正しく理解されまして、消費者の合理的な食品選択の確保が図られますよう国や関係機関とともに連携しながら普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

担当がこの消費者庁でありますので、できたら3年後に徳島県が主体となつてできれば良いなと思っておりますので、消費者庁の誘致に向かつての活躍をお願いしておきたいと思っております。

井川委員

せっかく西沢委員がおっしゃってましたのでお伺いしたいんですけど、私、皮膚科に行ったのですが、マダニにかまれたという人がおつて、そしたら大きい病院へ行ってくれと診もしないで帰らしていたんですが、マダニにかまれた場合どこへ行ったらいいんですか。ちょっと基礎知識を教えてください。

石本消費者暮らし安全局長

もしマダニが発見され、くっ付いている場合は自分で抜くと残ってしまうことがありますし、マダニの体液が逆流することがございますので、内科医で周知されているところなのでその方に抜いていただくということです。

あと、マダニのかみ口があつても、マダニはいないというような疑われる場合は即行かれてもいいのですが、症状が出るかどうかというのを1週間か2週間観察していただいて、それで具合が悪くなれば内科医のほうに御相談するというところでよろしいかと思っております。

井川委員

自分に症状が出てくるまでそんなに急ぐことはないということですね。わかりました。

では、別の質問をさせていただきます。この地域防災力強化人材育成推進員事業で地域防災推進員養成研修というのがあって、シルバー大学院生、県職員と一般県民の方とありますが、これ平成28年度に何人ぐらい受講して防災士に何人ぐらいなったかということの説明してくれませんか。

篠原防災人材育成センター所長

地域防災推進員養成研修についてでございます。地域の防災リーダーとして地域の防災活動に御活躍を頂くということで防災士の資格の受験資格を得られる研修をやっているものでございます。御質問の平成28年度につきましては研修終了者は308名、このうち301名の方が防災士に合格されているという状況でございます。

井川委員

この講習を受けていたら、ほとんど防災士になれるんですか。

篠原防災人材育成センター所長

徳島大学に御協力を頂きまして、研修を行っていただいているわけなんですけど、合格率は90%を超えているという状況でございます。

ただ、徳島大学のほうは、日本防災士機構の認証する研修機関ではございますけれども、防災士機構が定める以上の充実した研修をやっていただいておりますので、合格率も非常に高いという状況でございます。

井川委員

非常に高度な研修をやっておるから合格率が高いという話なんですけど、ちなみに防災士を取った人は、自分のところで自助共助にそれを生かすということであって、別にとったからといって地域のリーダーになってくれというわけではないのですか。

篠原防災人材育成センター所長

防災士の方々の地域における活動ということでございますけれども、これらの方々につきましては、本人同意のもとでございますけれども、同意を得られたの方々については市町村へも情報提供をさせていただいております。それで市町村等が行う防災訓練とこうした運営でありますとか、地域住民の皆さんあるいは子供たちに対しての教育でありますとか、更にはそれぞれ防災士会が四つぐらいあったと思うのですけれども、市町村単位での防災士会あるいは徳島県防災士会に加入をされて、そうした中で活動をしていただいているというところでございます。

井川委員

言っていることはわかるのですが、とにかく県の職員の方もこれで資格を取ったりしておりますが、日頃お忙しいから必ずは来られないと思うのですが、極力県の職員の方も自分がお住まいになっている地域の防災に関心を持っていただいて地域の中でお手伝いいただけるようにということをお願いしたいところでございます。

あと、先ほども言っていたんですけど交通事故に関するということで、交通安全教育活動をしたということで、これは質問ではなく意見みたいなものですが、先ほど岡田委員とも話をしていたんですけど、最近の高校生は交差点で先生方が立ってくれているから自分らが最優先と思っているんですね。こんな言い方は失礼なんですけど、車は怖いものという意識を植え付けなかったら、日頃全てにおいて自分らが最優先というか、左右確認もせず飛ばして行って、学校の前なんか特に人が通るが何しようと思っていくんですよね。だからまず、車は怖いと。自分が免許を取ってみないとわからんのやけど、すぐに車は止まれるものではないということも教えてもらわなかったら、私も家の近くに高校がたくさんあるんですけど、何かみんな全然平気やなど。もっともっと注意してもらわなかったら我々は急に止まれないし、路地から出てくるのに止まりも左右も見ないでスーッと出て行くんですが、車は上手に避けられないよというところを教えていていただきたいなと思います。

あと、この動物の災害救助犬等育成プロジェクト推進事業で動物愛護管理センターに収容されている犬の中から共助・共生モデルとして、そういう犬をつくっているということなんですけど、平成28年度の実績というのを教えていただけますか。

小川動物愛護管理センター所長

災害救助犬の実績というお尋ねでございます。平成30年度までに100頭の育成を目指しておるのですが、現在のところ災害救助犬につきましては2頭認定いたしております。そのセラピードッグ等につきましては23頭で合計25頭。現在、災害救助犬の候補犬を2頭、セラピードッグ候補犬を40頭の育成を進めております。

井川委員

ある程度大きくなってきたら、野良犬を集めてきて救助犬にとってもなかなか厳しいところはあるんでしょうが、殺処分というのは極力避けないといけないだろうし、言い方に語弊があるかもわかりませんが優秀な犬は利用していかないといけない。大変難しいと思いますが、本当に殺処分は駄目だと思いますので何とか今後とも頑張っていただきたいと思います。

古川委員

私からも平成28年度の事業の実績実施状況についてお聞きしたいと思います。余りたくさんも聞けないので一つだけピックアップさせてもらって聞きます。主な事業として挙げている野生鳥獣管理対策の推進についてお聞きしたいと思います。平成28年当初予算としては9,500万円弱ぐらいの予算を積んでおります。これニホンジカ、イノシシ、ニホンザルこれらの野生鳥獣の生息域や生息数の拡大によって自然植生や農林水産業への被害が深刻化しているということで有害鳥獣捕獲や個体調整等の管理を推進するというので、まずニホンジカ管理捕獲・利用促進プロジェクト事業というのがありますが、4,300万円余りの当初予算ですがこの額の執行状況、増額しているのだったら何月で増額して、何月で減額して、執行が幾らで不用が幾らかという予算みたいなのを教えてもらえますか。

勝間消費者くらし政策課長

ニホンジカ管理捕獲・利用促進プロジェクト事業についてでございます。平成28年度ですけれども、予算額につきましてはプロジェクト事業全体で6,280万3,000円という形になっております。補正の状況別なんですけれども決算額としましては6,141万6,805円というかたちになっております。

古川委員

わかりました。当初は4,300万円余りだったんですけど、増額補正して6,300万円弱ぐらいになって、100万円余ったぐらいで執行できているという状態ということですね。

イノシシのほうも同じように新規事業で4,000万円ぐらい積んでいたと思うんですけども指定管理捕獲事業ですね、認定鳥獣捕獲事業者による管理捕獲を実施したということだと思うんですけども、この額がどんな経費に主に使われているのですか。

勝間消費者くらし政策課長

イノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業でございますけれども、これは環境省が創設いたしました指定管理鳥獣捕獲等事業制度の活用ということで、県が主体となって猟友会等に委託をしているものでございます。そのため平成28年度につきましては大半は徳島県猟友会への委託料というかたちになっております。

古川委員

委託料としてはどんな経費、基本的には人件費ですか。

勝間消費者くらし政策課長

この委託料につきましては要するに鳥獣捕獲に要する経費等々も含まれております。例えばイノシシを捕るというかたちになっていたら、イノシシの捕獲に係る猟師の日当でありますとか、そういうものも含まれているというところでございます。

古川委員

そういうふうな経費に使われていて実施をしたと。年間にどれぐらい出動しているというか日数とか人数とかそのあたり把握していますか。

勝間消費者くらし政策課長

今手元に資料はないんですが、昨年度この指定管理鳥獣捕獲等事業として捕獲したイノシシにつきましては480頭になっているところでございます。

古川委員

出動状況は手元に資料がないということですが、また教えていただけたら思います。イノシシが480頭だけじゃなくてニホンジカ、ニホンザルも含めて平成17年度には6,400頭余りだったのが平成26年度には2万頭超えて約3倍に増えてきているということですが、平成28年度はどんな実績になっておりますか。

勝間消費者くらし政策課長

平成28年度のこの指定管理鳥獣も含めて全体の捕獲数でございますけれども、イノシシについては6,343頭、シカにつきましては1万2,363頭、猿につきましては1,442頭というかたちで合計2万148頭でございます。

古川委員

平成26年度よりも若干減ってしまっているということですが、このあたりはどんな感じですか。目標的には生息数が拡大しているのも更に捕らなくてはいけないということで組まれた強化事業ではないのですか。

勝間消費者くらし政策課長

当然イノシシ、シカ、猿につきましては委員のほうからもお話があったとおり農作物への被害が多くございます。そういう中で捕獲というのは続けていかななくてはならないと考えているところでございますので、ある程度平均的な数字で捕れていけているのではないかなと考えているところでございます。

古川委員

大体2万頭でいけば管理ができているという認識でよろしいですか。

勝間消費者くらし政策課長

目標でございますけれども現在、ニホンジカ、イノシシ、猿につきましては適正管理計画というものを設けておるところでございます。その目標値でいきますとニホンジカについては平成35年までに1万頭以下まで削減させる、イノシシについては平成35年度までに5,000頭までに削減させるというようなかたちで進めているところでございまして、その目標値につきましてはその年度で数値を定め、捕獲を進めているというところでございます。

古川委員

角度を変えて聞きますと、そういうどこまで減らすという目標に対してできるだけ早くいきたいんだけど、やはり事業者の能力とかもありますし、大体2万頭でいかに得ないのか、若しくはもっと今後は増やしていきたいと思っているのか、そのあたりはどうですか。

勝間消費者くらし政策課長

私どもが行っております適正管理という観点から申し上げますと、いわゆる直接的に例えば、シカとかイノシシについて捕獲をどんどん進めていくというかたちではなくて生態系を維持するようなかたちで捕獲を進めていくという側面も持っておるところでございますので、その数については正に1年を通して現場の実情等々勘案する中で捕獲頭数等々の進め方は決めていきたいと考えております。ただ委員おっしゃるとおり農作物の被害、

それから里へ下りていく鳥獣もございますので、そういった面からは捕獲枠については強めていく必要があると考えているところであります。

古川委員

一気に減らすのも問題があるかもわからないし、被害とかの状況を見ながらそのあたりは調整しながらやっていきたいということでもわかりました。

イノシシ、ニホンジカについては阿波地美栄としても活用していくということですが、この捕獲頭数のうちどのぐらい阿波地美栄として活用できたのでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

阿波地美栄として活用できた数でございますけれども、捕獲に対しまして全体の大体3%が、いわゆる処理施設等々に搬入されて処理をされたというところになったということです。

古川委員

3%という数字は、すごく少ない感じを受けるんですが、これはどういう方向性ですか。これからもっと増えていくのですか、それとも今3%というのは全然軌道に乗ってない数字という感じでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

ジビエの振興につきましては農林水産部ともしっかりと連携していくということが必要になってまいります。政府のほうではジビエの消費量をここ何年かで倍増させるというような方向が示されているところでございます。そういった中でございますので私どもとしては狩猟から処理、それから流通、消費まで一連のものとして捉える中で、こういったジビエの振興をしっかり図ってまいりたいと考えているところでございます。

古川委員

はっきりとは答えてくれなかったのですが、そのあたりはどう捉えたらいいのかわかりませんが置いておきます。捕獲のほうについては事業的にはしっかりとできたのかなという印象を受けています。

もう1点、この事業は、狩猟者の減少や高齢化によって担い手が減少して捕獲体制の構築が必要ということで、若手を中心とする人材育成確保みたいなこともうたっていますね。狩猟技術者の育成チューター制度事業というのもやっております。これは予算額的には少ないのですが、この経験の浅い狩猟者のマンツーマン指導によるスキルアップと技術伝承ということで、経験の浅い狩猟者に対してどのような指導というか、事業を何人ぐらい集めて何回ぐらいやってその実績はどうだったか教えてください。

勝間消費者くらし政策課長

古川委員のほうから、狩猟者育成確保対策事業の実績のお話を頂いたところでございます。まず、若手の狩猟者を育成するというところで、大学等と連携をいたしました出前講座

を、都合7回実施させていただいているところでございます。それにつきましては国立大学でありますとか、農業大学校等々の学生を対象にさせていただいたところでございます。

チューターのお話でございますけれども、そこにつきましては狩猟者の育成確保対策事業というようなことで、実際の狩猟者の方、いわゆる猟友会の方に委託をさせていただいて、狩猟者の確保に係る出前講座の開催とか初心者の技術講習会等々を行わせていただいております。全体としては9回程度実施をしたところでございます。

古川委員

その経験の浅い狩猟者に9回ぐらい猟友会に委託し実施して、1回何人ぐらいの人に指導ができてるんですか。

勝間消費者くらし政策課長

人数については、当然現場に行って教えていくという話になりますので大人数というかたちではなくて、ある程度人数を絞ったようなかたちで現場での講座を行っているというようところでございます。

古川委員

マンツーマンの指導ということなんで、なかなか大人数ではできないと思うんですが、この事業はやっぱり、若手の経験の浅い狩猟者をどれだけ指導ができるかということなんで、そのあたりはしっかり押さえていただきたいと思います。

全体としてはしっかりと取り組んでいるのかなと思いますので、しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

岡副委員長

1点お聞きしたいと思います。平成28年度の危機管理部関係の補助金交付金で、乳肉衛生管理運営費2,886万3,000円の内訳についてお聞かせを頂きたいと思います。交付件数が2件で、交付先が徳島市と徳島化製事業協業組合ということで、徳島市に幾ら、徳島化製事業協同組合に幾ら払ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

山根安全衛生課長

当課の補助金関係負担金の内訳ということで御質問を頂いたところでございます。まず、化製場衛生確保対策事業補助金として徳島化製事業協業組合に対しまして1,886万3,000円、それと徳島市に対しまして、と畜場衛生確保対策事業補助金としまして1,000万円、その他負担金等でございます。

岡副委員長

その他って、今ので大体金額が合ってたと思いますけど、その他というのは1,000万円の中に入ってるということですか。

山根安全衛生課長

化製場の補助金と徳島市の補助金で合わせて2,886万3,000円でございますから、残りの金額につきましては国に対する負担金とか少額の負担金がございます。

岡副委員長

この金額に対する算定根拠というか、どのようなかたちでこのような金額を出してきたのかというのを伺いたしたいと思います。

山根安全衛生課長

当該補助事業の算定根拠等の御質問を頂いたところでございます。

まず、化製場衛生確保対策事業補助金につきましては食肉生産業の振興、畜産副産物の再資源化、県民の公衆衛生並びに環境保全に寄与するなど広く県民の日常生活に密接な関係を持つ公益性が高く、必要かつ合理的な事業であると認識しておるところでございます。そのため予算編成におきまして当該事業の目的、有効性、必要性など総合的に検討を行いながら予算編成を行っているところでございます。特に本補助事業の積算根拠につきましては補助要綱に基づきまして製造費、製造経費いわゆる原材料費とか、人件費、光熱費など必要な経費の2分の1又は予算額のいずれか低い額を補助金額として交付を行ってきたところでございます。

また、平成28年度につきましては前年度比予算額10%減額を実施するなど、年度ごとに検討を行ってきたところでございます。

今後とも、前年度補助金額や事業者における製造経費の状況を参考としまして当該事業の有効性、必要性等を総合的に検討を加え、また予算編成時の財政状況も勘案しながら予算額の決定をしてまいりたいと考えております。

また、徳島市に対する、と畜場衛生確保対策事業補助金につきましても当該補助事業の積算根拠に基づきまして衛生対策に対する補助経費ということで必要な額の2分の1と予算額のいずれか低い額を補助金額として交付を行ってきたところでございまして、この額については現状で1,000万円ということをやっております。

岡副委員長

わかりました。まず交付要綱というのをまたお見せいただきたいというのが1点、それと他府県でも同じような施設があると思うんですけども、そういう所の状況というのはどうなんでしょうか。補助金が出ているというような事例が、同じような施設でどれぐらい出ているのか。

山根安全衛生課長

他県の同様の化製場の施設、並びにこのような同様の補助制度があるかと質問を頂いたところでございます。

まず、徳島化製事業協業組合に準ずるような化製場、いわゆる畜産副産物を化製材料として製造する施設につきましては平成29年4月現在で1,057施設でございます。このうち、獣畜の肉、骨、臓器等を原材料として肥料、飼料を製造する施設いわゆる徳島化製事

業協業組合に準ずる施設については153施設でございました。

また、他県で同様な補助制度があるかということで、これも我々調査しましたところ、補助制度を設けている自治体は徳島県を含め5自治体でございました。

岡副委員長

153施設ということなんで、自治体の数はもうちょっと少ないんでしょうが、恐らく五つということはないですね。五つの自治体しか、そういう補助制度がないというのであれば、これはどこまで調べられているかわかりませんが、そういう所はどのようにして処理をされよるんでしょうね。徳島県では必要とって、平成6年からになってますが恐らく名称が変わったか何か管理の体制が変わったんでしょうね。もっと以前から同様の補助金が出ていたはずだと思います。徳島県に関しては、ずっとその補助金が出続けていると、ほかの自治体は最初から出てなかったのかどうなのかかわかりませんが、そのあたりについては何かお調べになったりとか、状況を把握しているところはありますでしょうか。

山根安全衛生課長

我々調査した範囲については、そのあたり把握ができていないところでございます。申し訳ございません。

岡副委員長

それが非常に不思議で、大体行政の人は、いろいろな補助金をつくったりとかするときには他府県の動向を見てとかよく言うんですよ。ほかの自治体を見てとか、そういうこと言うのにこれに関しては何かきちんと調べができてないし、5自治体しか出てないということは、ほかの所はどのようにして運用しているのかなと思うんですよね。不思議で仕方がない。全国的に見て徳島県とその5自治体だけが、非常に公益性が高いから補助金を出さないと運営ができないから出しているんですか。

それとも、何か別の理由があってお金を出してるんでしょうか。補助金はそのあたりがよくわからんのですよ。ほかの補助金いろいろ見ましたけど、大体は市町村であったり団体であったり公益財団法人であったりとかいうところに出てるんです。しかしこれ徳島市は別ですけど、1業者ですよ。これだけ多額の補助金が出ている、ほかの自治体を見たら同じような施設を抱えてる所は153施設あって、自治体数はもうちょっと少ないにしても、五つの自治体しか補助金を出してない。だからほかの所は正直どうやって運営されているのかなと運営ができるのであれば別に補助金を出す必要性がなくなってくるわけです。そのへんについてはどのようにお考えですか。

山根安全衛生課長

当該補助金の必要性等について御質問を頂いたところでございます。当部が所管しております、化製場衛生確保対策事業補助金につきましては原則企業収支にかかわらず、あくまで県内食肉センター等から発生する畜産残さ物の適正処理に要する経費に対しまして補助要綱に基づいて執行しているところでございます。

また、当該補助事業につきましては赤字発生の有無とは関係なく、事業経費の一定割合

を補助金額とする事業経費助成型と分類しているところでございます。よって、当該補助事業につきましては県民の日常生活に密接な役割を担う業界の支援と畜産業界の発展振興等に寄与していくことにより、非常に公益性の認める事業として認識しておるところでございます。

岡副委員長

公益性は非常に高いということはわかるんですけど、こういう補助金が確か40年ぐらい前から出てますよね。40年前はひょっとしたらこういう補助金でも出さなければ処理ができなかったとか、事業としては成り立たない事業だったというような状況があったのかもしれない。その時々状況はわかりませんが、今よく御承知のこととは思いますが時代が違うんですよね。いろいろなことが民間の業者で商売としてやっていたりとか、昔は行政が補助金を出してやっていたかなければならなかったところが商売として成り立っているような業態は多々あると思います。

その中で、ほかの県、施設では全然補助金を出さなくてもいけるのに、何で徳島県だけは1民間業者に公益性が高いとはいえ、これだけたくさんのお金を出してですよ、ほかの所、ほかの自治体は公益性が高い事業ではないということなんですかね、そうは思いません。徳島県を含めて5自治体だけが恐らく特異な考え方なんだろうということであればですよ、それに対する明確な説明も必要になってくると思いますし、この金額が妥当なのか、本当に商売でできるんだったら、わざわざ補助金を出さないで民間業者に別に商売してもらったらいいと思うんですよ。公益性は高いということかもしれませんが、商売になるんだったら別にそれ商売にしてもらったらいいじゃないですか。

前も1回お話を聞いたことがあるんですけど、いろいろな周辺対策もしてまうというが、ほとんどの方は御承知でしょうけれども、大分臭いも流れてきてますよね。風向きによっては、うちの近所まで来るんですよ、新町の辺りが臭ったりします。そんなことも今の技術があつたら、もっとできることはないのかなとか単純に思ったりとかね、それは業者がやっていることなんだろうけど。この間もちょっと事故がありましたよね、それに関しては今回の補助金がどうこうではないですけども、ちゃんとしたチェックができていいのか、そういうことをきちっとするために、例えば周辺対策であつたりとかをしていくために、この補助金が交付されてると思うんですけども、私実家があの辺なのでよく行きますけど、何か毎年それだけのお金をかけて対策をしているのかといたら、どうなんだろうなと思うようなところもあります。その辺は、はっきり言って目に見えないんですよ。

先ほどもおっしゃったように、153施設あって5自治体しか補助金を出してないというような事業なんだつたら、1回見直しをしっかりとかけるべきではないんかと思うんですがどのようにお考えですか。

山根安全衛生課長

補助金の今後について御質問を頂いたところでございます。補助金につきましては今後とも事業の目的、有効性、効率性などについて総合的な検討を行い、食肉生産業の振興、畜産副産物の再資源化など広く日常生活に密接な関係を持つものでございます。そういう

中、今後におきましても補助事業の目的、有効性、効率性などについて、引き続きしっかりと見直し検討を行い事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

岡副委員長

ここでどうこういう委員会なわけでもないですし、去年の予算に載ってますんで、その話をしたんです。今のお話を聞いていたら、公益性は非常に高いと私たちは考えてますのでこれからも同じ額を出し続けますとしか聞こえません。

こんなこと言ったのも、今回一般会計の歳出決算ということで資料も頂いてます。その中で、負担金補助等という中で、負担金だったり交付金だったりとかいうのが、県の財政の中の21.1%を占めて972億円そのようなかたちで出てます。これを単純に減らせと言うてるわけではありません。ただ、昔は必要があったけど、もう必要がなくなったようなものであったりとか、逆に新たに設置をしなければならなくなったような補助金であったりとかの助成制度というのは絶対あると思うんですよ。

その辺もきちっと見直しをして、適正な額を補助金とか助成金であったりとかの金額に費やしていくべきであって、はっきり言いますけど商売として成り立っていつてるのであれば、別にそこでやってもろたらいいのではと思ってます。いつまでも公益性が高い、公益性が高いつてそればかりですけど、公益性が高くて民間の商売になるんだったら民間でもらったらいい。赤字を垂れ流してまではできんでしょうけど、ほかの県からも受け入れしてますよね、それに対しては補助金は出てないでしょう。だったらどのようにしてやっているのかと思うんですよ。ほかの自治体にしたって、まさか民間企業が赤字を垂れ流しながらこんな事業するわけがないんですよ、商売にならないので。だったら、もう一度公益性の観点などもあるでしょうけど、本当に補助金を出さなければならない事業なのか。やってもらえるんだったら、やってもらったらいいじゃないですか。そこでもうけが出て上乗せをして補助金が出ているようなことがあるのであれば、非常に問題があると思いますし大きく見直しをかけなければならないと思います。

ただ、先ほども申し上げたように、歳出決算の中で5分の1オーバーという非常に大きい金額が補助金で出ているんです。申し訳ないんですけども公益性が高かろうが、何だろうが、民間で商売としてやっていけるんだったら、やっていっていただかないと、これから人口も減っていきます。経済状況もいつどうなるかわかりません。そんな中で、どのような経緯があつて出したのかわかりませんが、一旦出し続けたからそういう所にいつまでも同じような補助金を出し続けるというのは、恐らく行政の継続性としては無理だろうと思いますので、しっかりと見直しをしていただきたいということを強く要望して終わりたいと思います。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時28分）